

かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の評価について

1 かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画について

(1) 位置づけ

- ・ 女性支援法第8条に規定された、県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画
- ・ 男女共同参画社会基本法第14条に基づく「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」における、配偶者等からの暴力防止及び暴力被害者への支援及び困難を抱えた女性等に対する支援を重点的に推進するための計画

(2) 計画期間

2024(R6)年度から2028(R10)年度までの5年間

(3) 進捗管理

数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議による評価を行い、それらの結果をとりまとめ、公表します。

(4) 数値目標

計16の数値目標を設定しています。数値目標は、本計画全体に係るものと、5つの重点目標ごとに設定しています。

2 今回の評価方法について

(1) 対象年度

2025(R7)年度

(2) 県の一次評価（事業）

- ・ 予め、計画に位置付けられた全ての事業について、各事業の所管所属が、事業実績に対して一次評価を行っています。【補助資料1-3】
- ・ 一次評価は、事業の効果及び課題を自己評価した上で、今後の取組の方向性を検討しています。

(3) 県の一次評価（数値目標）

- ・ 数値目標として設定した指標の2025(R7)年度時点の実績値から、目標値に向けた達成状況を一次評価しています。

(4) 支援調整会議による評価

- ・ 委員には、重点目標1から5の区分ごとに評価していただきます。それらを踏まえて計画全体の評価を行っていただきます。【資料1-2】

- ・ 評価はA～Dの4段階です。(※資料には事務局案を記載してあります。)

A：順調に進捗している
 B：概ね順調に進捗している
 C：やや進捗が遅れている
 D：進捗について課題がある
- ・ 評価に当たり、必ずしも県の一次評価と合わせる必要はありません。施策の推進状況や目標の達成状況について、ご意見をいただきます。

<参考：【資料1－2】の構成イメージ>

【資料1－2】	
困難な問題を抱える女性等支援計画の進捗状況と評価	
計画全体について 数値目標の達成状況 支援調整会議の評価 ※ この欄が今回行っていた べく評価となります	
重点目標1 関係機関と連携・協働した支援体制の充実 2025年度の県の主な取組と一次評価 ※【補助資料1－3】から主な取組を抜粋して掲載しています 数値目標の達成状況 支援調整会議の評価 ※ この欄が今回行っていた べく評価となります	
重点目標2 早期発見・対応と周知・啓発 ...	

3 年次報告書の公表について

(1) 公表時期

今回ご評価いただいた結果は、年次報告書にて公表します。(9月予定)

(2) 公表資料

- ・ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の進捗状況と評価
【資料1－2】
- ・ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の2025(R7)年度事業実績
【補助資料1－3】